

大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携委員会規程

平成25年10月1日

自機規程第95号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第12条の3の規定に基づき、国際連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 機構における国際交流及び国際連携に関すること。
- 二 国内の研究機関との国際交流及び国際連携の促進に関すること。
- 三 機構内の国際交流及び国際連携に関する総合調整に関すること。
- 四 国際的共同研究の強化及び推進に関すること。
- 五 海外の連携拠点に関すること。
- 六 その他国際交流及び国際連携に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 機関の長が推薦する研究教育職員 若干名
- 二 機関の長が必要と認めたURA職員 若干名
- 三 その他機構長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(企画戦略室)

第9条 委員会の任務に関し、具体的な計画の策定、実施及び必要な調査等について、企画戦略室に付託することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際戦略本部規程（平成17年自機規程第57号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年11月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。